

## 【雇用保険の電子申請についてよくあるご質問】

### ○利用開始編

Q 電子申請を始めたいのですが、どのような準備が必要ですか？

A 政府の電子申請の web サイトである「e-Gov」から各種届出が可能です。

「e-Gov」を利用して電子申請するためには、「電子証明書」又は「G Biz ID」の取得が必要です。

電子証明書は、書面での手続きにおける「印鑑証明書」に相当するものです。「認証局」と呼ばれる発行機関から取得可能ですが、認証局によって可能な手続き、証明期間、費用が異なる場合があります。

「G Biz ID」は、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。雇用保険手続きでは「**G Biz ID プライム**」を作成する必要があります。なお G Biz ID プライムは法人代表者・個人事業主以外は作成できません。個人事業主の場合は「マイナポータル」からも申請が可能です。G Biz ID プライム作成の申請マニュアルはこちら→ [・G Biz ID 作成ガイド](#)（※G Biz ID ホームページへのリンク）

「G Biz ID」は無料で取得できますが、雇用保険事業所設置届と事業所各種変更届の手続きはできません。

Q e-Gov のログイン画面で、アカウントとパスワードを入力してもログインできないのですが、どうしてでしょうか？

A e-Gov のサイトには、「e-Gov アカウント」を入力する場所と「G Biz ID」を入力する場所があります。ログインしようとして用いている手段が、G Biz ID であれば「G Biz ID」入力場所に ID とパスワードを入力しないとサイトが正しく認識しないため、入力場所を確認し再度入力してみてください。

Q G Biz ID を使用して e-Gov を利用したいと考えていますが、その際の「二段階認証」にスマートフォンか携帯電話が必要になると聞きました。会社で個人のスマートフォンなどの使用を認められておらず、また、会社から携帯電話などの準備もできそうにありません。そうすると G Biz ID による電子申請ができないのですが、どうしたらよいでしょうか？

A G Biz ID を使用しての申請の特徴は、電子証明書を使用せずに申請時の内容・機密を担保するという観点から、ログイン時に「ID とパスワード」のほかに「二段階認証」を併せて使用している点です。G Biz ID を使用して e-Gov にログインし電子申請を利用しようとしている方の手元に、オンタイムでパスコードを届ける必要があります。これは G Biz ID のメリットである「リーズナブル（無料）」を選択すると、どうしても甘受していただく制度の特徴でもあります。

従来からの組織のルールでは個人のスマートフォンを使用しての業務運営を想定されていなかったかもしれませんが、電子申請のメリットを踏まえ、組織としてルールの改正やスマートフォンの導入といった措置を講じていただき、前向きにご対応いただきたいと思えます。

なお、G Biz ID を使用せず、電子証明書による電子申請も可能です。

Q 法人として複数の雇用保険適用事業所を持っており、それぞれの事業所に担当者を配置し雇用保険の手続きをしています。それぞれの担当者が別の G Biz ID を使用することは可能ですか？

A 「**G Biz ID メンバー**」を作成することで複数の担当者がそれぞれの ID で申請することが可能です。G Biz ID メンバー作成の申請マニュアルはこちら→ [・G Biz ID 作成ガイド](#)（※G Biz ID ホームページへのリンク）

なお、1つの雇用保険適用事業所の場合でも、担当者が複数の場合、担当者の数に応じてGビズIDメンバーを作成し、それぞれのIDで申請することも可能です。ただし、GビズIDメンバーの作成にあたってはプライムに使用したものは別のメールアドレスとSMS受信用電話番号（スマートフォンまたは携帯電話）が必要です。

## ○手続き編

**Q 雇用保険の手続きについて電子申請を始めたら、すべて電子申請で届出しなくてはいけませんか？**

A すべての手続きを電子申請でしなくても構いません。

資格取得届や高年齢雇用継続給付のみ電子申請で行い、離職票交付や育児休業給付の受給資格確認などは窓口で相談しながら手続きする、あるいは、高年齢雇用継続給付の受給資格確認は窓口で行い、2回目以降の支給申請は電子で行うなど、使い分けで利用いただくことも可能です。

**Q 電子申請をして、審査完了まで何日かかりますか？**

A 通常は1～3日以内に完了します。但し、繁忙期や申請内容によっては数日かかる場合があります。

特に**年度初め4～5月は離職票の交付を優先して処理します**ので、ご理解をお願いします。

なお、資格取得届は、直前に雇用されていた事業所の喪失届の処理が終わってからでないと処理できませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

**Q 電子申請をしたのですが、内容に不備があったと差し戻しとなりました。最初から入力直さなければいけないですか？**

A 審査の上、再提出をお願いする場合があります。

マイページの「申請案件に関する通知」で「修正指示」のご案内をしております。**申請書を送信する前に「申請データを保存」**機能で保存しておく、「作成済みの申請書を読み」から訂正して再提出が可能ですので、申請前に保存しておくことをお勧めします。

**Q 資格取得届を電子申請したいのですが、被保険者番号が分かりません。どのように入力したらよいですか。**

A 以前に雇用されていた事業所があり、**再取得なのに被保険者番号が不明**という場合は、被保険者番号の欄に**任意の数字（9999-999999-9 など）**を入力いただき、ご本人様に確認の上、**備考欄に以前の職歴や勤務時期を（できれば複数）記載**していただければ、お調べして処理します。

**Q 資格喪失届（離職票交付あり）の手続きをしたいのですが、離職証明書の本人の確認欄はどのように署名してもらったらよいのでしょうか？**

A 離職証明書⑮⑯欄への署名に代えて、「**離職証明書の記載内容に関する確認書**」の様式がありますので、[秋田労働局ホームページ](#)からダウンロードして、記載内容に誤りがないか確認してもらったうえで署名していただき、電子申請の際に添付して提出してください。

なお、やむを得ない理由で離職者から確認がもらえない場合は、「被保険者の確認が得られないやむを得ない理由について（事業主の疎明書）」の様式に記載して、添付してください。

Q 高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の本人署名はどのようにしたらよいですか？

A 「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」に署名いただき事業所で保管しておいていただければ省略可能です。申請書の署名欄に「申請について同意済」と記載して申請してください。なお、同意書は原則提出不要ですが、後日確認させていただく場合がありますので、保管をお願いします。

Q 送信した電子申請を取下げたい場合はどうすればいいですか？

A 審査完了する前であれば、e-Govの電子申請システムで取下げが可能です。「申請案件一覧」「申請案件状況」画面から「申請取下げ」を行ってください。  
なお、再提出する場合は、取下げが承認されてから、申請してください。

Q 審査完了後はどのように通知されますか？そのあとはどうしたらよいですか？

A マイページ「公文書」に件数が通知されます。「公文書」をクリック、又は「申請案件一覧」「申請案件状況」画面から「公文書のダウンロード」で取得してください。公文書はPDF形式となり、事業主控えはデータで保管可能です。

労働者の方には両面印刷の上、交付してください。

また、離職票を交付される際は、印刷はA4サイズでも構いません。リーフレット「離職されたみなさまへ」を[秋田労働局ホームページ](#)からダウンロードして印刷の上、一緒にお渡し願います。

Q 審査完了後に誤りに気づきました。訂正したいのですが、どうしたらよいですか？

A 審査完了後の訂正、取下げは電子申請ではできませんので、お手数をおかけしますが、管轄のハローワークまでご相談ください。

ハローワークの窓口で、資料を確認の上、訂正、取消等行いますので、事前に管轄のハローワークに必要書類についてお問い合わせください。

Q 電子申請の入力がうまくいかないの、相談したいのですが？

A 入力方法についてのお問い合わせは、e-GOVヘルプデスク050-3786-2225へ「入力方法について」ということでご相談ください。

なお、秋田労働局電子申請アドバイザーによる相談対応も可能です。

秋田労働局電子申請アドバイザーの相談については、ハローワーク秋田における相談日での対応のほか、ハローワーク秋田管内事業所については事業所訪問による相談も可能です。ハローワーク秋田管轄以外の事業所については、オンライン相談となります。